17　前項第二号及び第三号に規定する月別移転一般給与等支給額とは、その分割等（分割、現物出資又は現物分配をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る分割法人等の各連結事業年度（当該分割法人等の連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、当該事業年度。以下この項及び次項において「連結事業年度等」という。）の移転一般給与等支給額をそれぞれ当該各連結事業年度等の月数（分割等の日（当該分割等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日。以下この項及び次項において同じ。）を含む連結事業年度等（当該分割等の日が当該分割法人等の連結事業年度等の開始の日である場合における当該連結事業年度等を除く。以下この項及び次項において「分割連結事業年度等」という。）にあつては、当該分割連結事業年度等の開始の日から当該分割等の日の前日までの期間の月数）で除して計算した金額を当該各連結事業年度等に含まれる月（分割連結事業年度等にあつては、当該分割連結事業年度等の開始の日から当該分割等の日の前日までの期間に含まれる月）に係るものとみなしたものをいう。

18　前二項に規定する移転一般給与等支給額とは、その分割等に係る分割法人等の各連結事業年度等の一般給与等支給額（分割連結事業年度等にあつては、当該分割等の日の前日を当該分割連結事業年度等の終了の日とした場合に損金の額に算入される一般給与等支給額）に当該分割等の直後の当該分割等に係る分割承継法人等の国内雇用者（当該分割等の直前において当該分割法人等の国内雇用者であつた者に限り、日々雇い入れられていた者を除く。）の数を乗じてこれを当該分割等の直前の当該分割法人等の国内雇用者（当該分割等の直前において日々雇い入れられていた者を除く。）の数で除して計算した金額をいう。

19　法第六十八条の十五の五第二項第七号に規定する政令で定める数は、適用年度開始の日の前日を含む連結事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下この項において「前連結事業年度等」という。）における給与等月別支給対象者（当該前連結事業年度等に含まれる各月ごとの給与等の支給の対象となる国内雇用者（当該前連結事業年度等の給与等支給額に係るものに限り、日々雇い入れられる者を除く。）をいう。）の数を合計した数（当該前連結事業年度等の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該合計した数に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該前連結事業年度等の月数で除して計算した数）とする。

20　連結親法人及びその連結子法人の前項に規定する合計した数の合計数が零となる場合には、法第六十八条の十五の五第二項第七号に規定する合計した数は、一とする。

21　第十四項及び第十五項の規定は法第六十八条の十五の五第一項の規定の適用を受けようとする連結親法人又はその連結子法人が第十四項各号に掲げる合併法人に該当する場合の適用年度における第十九項の規定の適用について、第十六項から第十八項までの規定は同条第一項の規定の適用を受けようとする連結親法人又はその連結子法人が分割法人等又は分割承継法人等に該当する場合の適用年度における第十九項の規定の適用について、それぞれ準用する。この場合において、第十四項中「同項に規定する控除した金額（第十六項において「比較給与等支給額」という。）」とあるのは「第十九項に規定する合計した数」と、同項第一号中「金額を合計した金額」とあるのは「数を合計した数」と、「の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の法第六十八条の十五の五第二項第三号に規定する支給額（当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の同号に規定する支給額）からこれらの支給額のうち日々雇い入れられる者に係る金額を控除した金額」とあるのは「（当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、当該事業年度。以下この号において「連結事業年度等」という。）における給与等月別支給対象者（当該連結事業年度等に含まれる各月ごとの給与等の支給の対象となる国内雇用者（当該連結事業年度等の給与等支給額に係るものに限り、日々雇い入れられる者を除く。）をいう。）の数を合計した数」と、「に係る一般給与等支給額」とあるのは「に係る一般給与等支給者数」と、「月別一般給与等支給者数」と、「計算した金額」とあるのは「月別一般給与等支給者数を合計した数」と、「計算した金額」とあるのは「計算した数」と、同項第二号及び第三号中「金額」とあるのは「数」と、「に係る一般給与等支給額」とあるのは「に係る一般給与等支給者数」と、「月別一般給与等支給額」とあるのは「月別一般給与等支給者数」と、「の一般給与等支給額」とあるのは「の一般給与等支給者数」と、「金額」とあるのは「数」と、「に係る移転一般給与等支給額」とあるのは「に係る移転一般給与等支給者数」と、「合計額」とあるのは「月別移転一般給与等支給者数」と、「月別移転一般給与等支給額」とあるのは「月別移転一般給与等支給者数」と、「の移転一般給与等支給額」とあるのは「の移転一般給与等支給者数」と、「金額」とあるのは「数」と、第十八項中「移転一般給与等支給額」とあるのは「移転一般給与等支給者数」と、「の一般給与等支給額」とあるのは「の一般給与等支給者数」と、「一般給与等支給額」とあるのは「一般給与等支給者数」と、「金額」とあるのは「数」と読み替えるものとする。

22　第三項から第六項まで、第八項（第三号を除く。）、第九項、第十項、第十三項、第十四項から第十七項まで（前項において準用する場合を含む。）及び第十九項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。ただし、第八項第二号に掲げる場合に該当するかどうかの判定については、この限りでない。

23　法第六十八条の十五の五第六項の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額は、法第六十八条の十五の五第一項の規定により当該適用年度の連結所得に対する同項に規定する調整前連結税額から控除された金額に第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とする。

一　当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度に係る法第六十八条の十五の五第一項に規定する雇用者給与等支給額から同項に規定する基準雇用者給与等支給額を控除した金額

二　当該連結親法人及びその各連結子法人の当該適用年度に係る前号に掲げる金額の合計額

第三十九条の五十三を次のように改める。

（特定信頼性向上設備の特別償却）

第三十九条の五十三　法第六十八条の二十六第一項に規定する政令で定める減価償却資産は、第二十八条の八第一項の規定により総務大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

2　法第六十八条の二十六第一項に規定する政令で定めるところにより証明がされたときは、その事業の用に供する特定信頼性向上設備（同項に規定する特定信頼性向上設備をいう。第二号において同じ。）につき、総務大臣の次に掲げる要件に該当する旨を証する書類を連結確定申告書等に添付することにより証明がされた場合とする。

一　専ら、電磁的記録（法第六十八条の二十六第一項に規定する電磁的記録をいう。以下この号において同じ。）に記録された情報について複製（電磁的記録によるものに限る。）を作成し、及び保管し、並びに災害その他の事情により当該情報の利用に支障が生じた場合において当該複製を電磁的方法（同項に規定する電磁的方法をいう。）により提供するためのものであること。

二　法第六十八条の二十六第一項に規定する連結親法人又はその連結子法人の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める要件を満たすこと。

イ　東京圏（第二十八条の八第二項第二号イに規定する東京圏をいう。以下この号において同じ。）内に設置された施設及び東京圏以外の地域内に設置された施設を利用して同項第二号イに規定する特定情報通信業（以下この号において「特定情報通信業」という。）を行う連結法人　当該特定信頼性向上設備が東京圏以外の地域内において新設又は増設をした当該連結法人の特定情報通信業の用に供する一の生産等設備（発電に係る設備を含む。以下この号において同じ。）を構成するものであり、かつ、当該特定信頼性向上設備の取得価額（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。イにおいて同じ。）の合計額の当該一の生産等設備を構成する減価償却資産（同令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額に占める割合が百分の二十以上のもの（当該特定信頼性向上設備の取得価額の合計額が五億円未満のものを除く。）であること。

ロ　イに掲げる連結法人以外の特定情報通信業を行う連結法人　当該特定信頼性向上設備が東京圏以外の地域内において新設又は増設をした当該連結法人の特定情報通信業の用に供する一の生産等設備を構成するものであること。